

2019年6月13日

「プラチナくるみん」の認定取得について

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：上野 雅史）は、2019年6月4日付で、次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定「プラチナくるみん認定」を受けましたので、お知らせします。

プラチナくるみん認定は、子育てサポート企業として厚生労働大臣の「くるみん認定」をすでに取得している企業が、仕事と家庭の両立支援に関する取り組みをより高い水準で進め、男性の育児休業取得率などの特例認定基準を満たした場合に受けることができる制度です。

当行はこれまで、従業員の処遇に関する長期的視点に立った経営方針を掲げ、次世代育成支援行動計画や女性活躍推進行動計画に基づき、性別や雇用形態を問わず多様な人材が活躍できる職場づくりを進めてまいりました。今般の認定は、特に、男性の育児休業取得推進に向けた取組みが評価されたものです。

今後も、従業員が安心して働き続け、能力を最大限に発揮できる環境整備を通して、お客さまへの上質な金融情報サービスの提供に努め、地方創生に貢献してまいります。

記

1. 認定対象の取組内容(行動期間：2016年2月1日～2019年3月31日)

目標 1 育児休業に関する諸制度の内容の充実を図る。

- ① 育児休業期間を子供の満1歳誕生月月末まで延長
- ② 育児休業当初5日間を有給休暇

目標 2 男性従業員の育児参加推進に向け職場環境を整備する。

- ① 両立支援に関するガイドブックを作成し、管理職へ配布
- ② 男性育休取得者とその上司のコメントを行内報で紹介

2. 特例認定企業認定通知書交付式

日時：2019年6月17日（月）11:00～

場所：山形労働局

以上

本件に関するお問い合わせ先 人事部 須藤・佐藤(由) TEL：0235-28-2419